

## 平成27年度長崎県介護保険審査会（全体会）結果

1. 日 時 平成27年6月4日（木曜日） 14：30～16：00
2. 場 所 長崎タクシー会館4階会議室
3. 出席者 別紙1「長崎県介護保険審査会委員名簿」のとおり
4. 議 題
  - (1) 議案審議  
介護保険審査会合議体の構成について（案）
  - (2) 事務局報告
    - ・ 介護保険審査会の概要について
    - ・ 介護保険審査会の実施状況について
    - ・ 長崎県における高齢化及び介護保険の現状について
    - ・ 介護保険制度改正について
    - ・ 長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画について
    - ・ 第3期 長崎県介護給付適正化計画について
  - (3) 質疑応答・意見交換
5. 会議結果 別紙2「平成27年度長崎県介護保険審査会（全体会）議事録のとおり

# 長崎県介護保険審査会委員名簿

別紙 1

(任期：平成25年4月1日～平成28年3月31日迄)

区分	委員名	出欠	職名等	
1.被保険者を代表する委員 (3人)	(うすい ひろし) 臼井 寛	出	公募	
	(ひつまつ むつこ) 久松 睦子	出	公募	
	(にしやま ともこ) 西山 智子	出	長崎県地域婦人団体連絡協議会会長	
2.市町村を代表する委員 (3人)	(みつい としひろ) 三井 敏弘	出	長崎市福祉部長	
	(かわぐち ひでたか) 川口 秀隆	出	諫早市健康福祉部長	
	(まつうら とくみ) 松浦 篤美	欠	長与町生活福祉部長	
3.公益を代表する委員 (18人) 6合議体	法曹関係者等(6人)			
	(たなか りょう) 田中 亮	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)	
	(ゆかわ ゆうこ) 湯川 優子	欠	弁護士(長崎県弁護士会所属)	
	(こばやし ひろし) 小林 寛	出	長崎大学大学院准教授(法律)	
	(じつはら たかし) 實原 隆志	出	長崎県立大学准教授(法律)	
	(おかだ ゆういちろう) 岡田 雄一郎	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)	
	(きたづめ ひろあき) 北爪 宏明	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)	
	保健・医療関係者(6人)			
	(たかはら あきら) 高原 晶	出	長崎県医師会副会長	
	(かみと ほたか) 上戸 穂高	欠	長崎県医師会常任理事	
	(なかたに あきら) 中谷 晃	欠	医師(長崎市医師会理事)	
	(かわぐち ゆきよし) 川口 幸義	出	医師(障害者支援施設 つくも苑 診療所所長)	
	(こばやし としこ) 小林 敏子	出	長崎県看護協会在宅支援事業部	
	(かわぐち あさこ) 河口 朝子	出	長崎県立大学准教授	
	福祉関係者(6人)			
	(わたなべ ひさえ) 渡邊 久江	出	長崎県民生委員児童委員協議会委員	
	(しみず てつお) 清水 哲男	欠	長崎県社会福祉協議会専務理事	
	(はらだ なつこ) 原田 奈津子	出	長崎国際大学准教授(福祉)	
(やまだ さちこ) 山田 幸子	欠	長崎純心大学教授(福祉)		
(いのうえ みよこ) 井上 美代子	欠	長崎短期大学准教授(福祉)		
(むらおか のりこ) 村岡 則子	出	長崎ウエスレヤン大学准教授(福祉)		

## 平成 27 年度長崎県介護保険審査会（全体会）議事録

日 時：平成 27 年 6 月 4 日（木）

14：30～16：00

場 所：長崎タクシー会館 4 階会議室

## 1. 開 会

委嘱状交付式

福祉保健部政策監挨拶

会議成立報告（事務局）

出席委員 17 名で委員総数 24 名の過半数に達しており、長崎県介護保険審査会運営規程（以下「運営規程」という。）第 4 条第 2 項により会議が成立することを報告。

なお、松浦委員、湯川委員、上戸委員、中谷委員、清水委員、山田委員、井上委員の 7 名が欠席。

職員紹介（事務局）

## 2. 議 事

議事録署名委員の指名

運営規程第 21 条により、議長が小林敏子委員、北爪委員の 2 名を指名。

事務局より

日程・議事の説明

議案審議

第 1 号議案「介護保険審査会合議体の構成について」（資料 1）

（事務局より議案説明）

（議長）

ただいまの説明に関しまして、質問・ご意見等はありませんでしょうか。

それではご意見ないようでしたらお諮りします。

第 1 号議案「介護保険審査会合議体の構成について」は、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは第 1 号議案「介護保険審査会合議体の構成について」は承認いただいたものとしたします。以上で議案の審議を終了します。

## 事務局報告

次に、事務局から報告を受けたいと思います。

次第に記載されております6項目について、一括して報告をお願いします。

(事務局より報告)

介護保険審査会の概要について	(資料2)
介護保険審査会の実施状況について	(資料2)
長崎県における高齢化及び介護保険の現状について	(資料2)
介護保険制度改正について	(資料2)
長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画について	(資料2)
第3期 長崎県介護給付適正化計画について	(資料2)

## 3. 意見交換

議 長： 介護給付適正化計画について、これまでどれくらいの実績があるのか。

事務局： 資料2の40ページに記載しているが、各年度の市町の取組状況をまとめている。平成26年度については、要介護認定の適正化やケアプランの点検等、ほとんどの市町で取り組んでいるが、さきほど報告したとおり、件数が多いとか、専門的で難しいなどということの効果が上がっていないという点での課題がある。

議 長： この実績の割合は実施している市町の割合の数か？

事務局： 実施している市町の数の割合である。

委員： 市町の財源や人材が厳しい中で、特に本県は島を抱えており不利な状況にあるが、策定された3年間の計画をもって対応できるのか。今後の見通し等はどうか？

事務局： 県の長寿社会課の組織の中で、昨年までの在宅福祉班を地域包括ケア推進班とし、地域包括ケアシステムの構築に専念していく体制を設けた。また、構築にあたっては関係者で構成する地域包括ケア構築支援委員会において、問題点を探ったり、モデル事業を行う市町の事例を他に広げるよう取り組んでいるところである。また、消費税増税分を財源とした新しい基金をもって、介護分野では施設整備や人材確保に取り組んでいくこととしている。全国で724億円の枠のうち、本県では8.1億円の財源をもって対応するよう検討している。

委員： 不服審査請求が昨年度ゼロ件であるが、これをどのように評価できるのか？

事務局： 県では相談員を配置しており、相談内容によっては担当部署を紹介するなどの対応で件数が減ってきていることに寄与しているのかもしれない。また、制度改正の変わり目で増える傾向にあるようで、昨年度まではその変わり目の前ということで、件数が少なくなってきたのかもしれない。

3月に策定した老人福祉計画、介護保険事業支援計画の策定において、素案を作成した段階で、市町に意見を聞くなどしていることから、県と市町の連携が深まってきているということも思われる。

また、県の財政安定化基金をもって、市町への貸付を対応しているが、介護保険制度開始時点に比べて、市町への貸付金額も減ってきていることから、介護保険制度への対応がうまくできてきたという点もあるのかもしれない。

委員： 介護保険料（H24～26）が全国第7位となっているが、介護保険料について、健常者には軽減できる制度はないのか。また、地域密着型の介護サービスについて説明をお願いしたい。

事務局： 介護保険料については、社会全体で支える仕組みになっており、各市町で今後行う介護サービスの見込みをもとに保険料を設定することになっている。健常者だからといった軽減制度はないが、所得に応じて軽減できる仕組みとなっている。

地域密着型について、施設について、広域型と地域密着型がある。広域型は県が所管し、地域密着型については地元市町で所管しているものである。代表的なものに認知症グループホームや24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護などで、基本的にその市町の方しか利用できないというものである。

委員： 特別養護老人ホームについては、広域型と地域密着型があり、地域密着型は定員29名以下のものを指すもので、それ以上の定員については広域型となる。

委員： 地域密着型の施設整備については、いつまでも住み慣れた地域で過ごすという地域包括ケアの方向性もあり、医師会等とも連携しながら、今後の方向性について検討しながら進めていくこととしている。

委員： 要支援1、2の介護サービスが一部、介護保険制度から地域支援事業に移行する中で、資料2の25ページに記載している生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の担い手のイメージは？

事務局： 民生委員や自治会の方をイメージしており、事業の担い手となる地域のNPOやボランティア等を探して、うまくマッチングしていくことを目指している。

議長： 生活支援コーディネーターはどこが配置するのか？

事務局： 基本的には市町が探して配置することになる。

議長： 要支援1、2や特養の入所制限等、今回の介護保険制度の改正に関連して、今後、審査請求が多くなることが予想される。

委員： 資料2の33ページのこれからの人材確保について、大学で養成する側にいるが、卒業生が県内に留まる率が低くなっている。県内の求人が遅く、意識が高い学生ほど県外に出ている。年内はほとんど就職先が決まり、県内の小さな事業所から年末に問い合わせを受けても、紹介できる学生がいないという状況がある。

今後はどのように見通しているのか？

また、お泊りデイの問題についてどのように考えているのか？

事務局： 人材の確保について、なるべく早く求人を出していくということについては、国の労働局と県の担当部署で関係団体に要請をしている。また、今年の2月に立ち上げた総合就業支援センターにより今後、対応していくことになる。

介護の分野では、先ほど説明した基金を活用して介護人材の確保に努めていくこととしており、参入促進や資質の向上、労働環境の改善の3つの分野において、本県では1億円強の予算で対応するよう検討している状況である。

お泊りデイに関して、まず、お泊りデイは、デイサービスの施設を使って高齢者を宿泊させるというもので介護サービス外のものがある。今年の4月に県で関係規程の改正を行い、基本的にお泊りデイについては届出をしていただくようになり、これまで県内で4件ほど届出があった状況である。この問題点として、例えば1階がデイサービス、2階が事務所で2階に宿泊させるという場合は届出の対象外となっているため、このような施設も届出の対象となるように、今後、国等に働きかけていく。

委員： 資料2の45ページのケアプラン作成等の研修をするとのことであるが、なかなかうまくいっていないという現状についてどのように把握しているのか？

事務局： どのような方がチェックするかという点で中にはケアマネ協会に委託をしているという所もあるが、財政的な負担もあり難しいところもある。

委員： 外部からチェックすることと併せて、介護支援専門員の労働環境であったり、介護支援専門員自身の資質の向上を図るという点で養成機関のカリキュラムの見直しなどをどのように図っていくのかということが重要であると考えます。

事務局：今年度から見直しに向けてケアマネ協と協議を月1回のペースで行っている。地域包括ケアシステムを推進していくにあたって、多職種との協働を進めるという点で、来年度から介護支援専門員の研修カリキュラムが大きく変わることになる。そのため、新たな基金を使って研修に対応する講師の養成を図っていく予定である。また、新たな介護支援専門員の研修については国で統一のガイドラインを定めるということ、また事後評価を行うことで理解度を高めていくように考えている。

議長：新たな基金の事業の内容については、これまでも行ってきたものか？

事務局：施設整備については、振り替えがほとんどであるが、人材確保に関する分はほとんどが新たな事業である。

議長：法曹界を代表して意見がないか。

委員：昨年度、審査請求が1件もなかったということで、制度に関する熟度も上がってきたという印象も受けた。一方で今後、人材の確保が求められている状況にあり、法改正を含めて身を引き締めていかなければならないと感じた。

佐世保市で、ある小規模多機能施設の設置に関して説明会を行う中で、地元住民に当該施設が嫌悪施設として捉えられているということがあり、地元住民の理解を得るために委員の皆様にお知恵をお借りする機会もあるかもしれない。

無届の介護施設がどれくらいあるのかということについて、新聞等で調べてみると、都市部では多くの施設がある一方、長崎市では少ないという状況から、長崎市では介護保険制度が機能しているのではないかとの印象を受けた。

議長：では以上で進行を事務局にお返しする。

事務局：高原会長ありがとうございました。

以上をもちまして、長崎県介護保険審査会全体会を終了したいと思います。

4.閉会(16:00)